

この工事は、「佐賀市上下水道事業管理者が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、

最低労働賃金単価

が定められています！

佐賀市上下水道局では、上下水道事業管理者が発注する工事請負契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図ることを目的とし、「佐賀市上下水道事業管理者が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を平成25年6月3日より施行しています。

要綱に関する詳細な内容は佐賀市上下水道局ホームページ
《<http://www.water.saga.saga.jp/main/4081.html>》
をご覧ください。

【問い合わせ】

佐賀市上下水道局 水循環部 財務課

0952-33-1331